

西都市の水道料金 新旧料金表 (税抜き)

種別	用途	現行料金			新料金		
		基本料金など		超過料金	基本料金など		超過料金
		水量など	料金	1㎡につき	水量など	料金	1㎡につき
専用給水装置	一般用	10㎡まで	月 1,300 円	140 円	10㎡まで	月 1,430 円	154 円
	公共・事業所用	10㎡まで	月 1,400 円	150 円	10㎡まで	月 1,540 円	165 円
	営業用	10㎡まで	月 1,400 円	150 円	10㎡まで	月 1,540 円	165 円
	浴場営業用 ※水道料金のみ	100㎡まで	月 7,300 円	140 円	100㎡まで	月 8,030 円	154 円
共用給水装置		世帯数 × 10㎡まで	1世帯あたり 月 1,300 円	140 円	世帯数 × 10㎡まで	1世帯あたり 月 1,430 円	154 円
	その他	私設消火栓 演習用	1 栓につき (1回 5分まで)	1,400 円	1分増す毎に 180 円	1 栓につき (1回 5分まで)	1,540 円
	臨時用	1㎡につき 150 円			1㎡につき 165 円		

○メーター使用料 (据え置き)

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	40 円	80 円	90 円	180 円	800 円	1,100 円	1,300 円

○水道料金の計算方法について

例) 標準的な世帯 (用途は一般・使用水量 20㎡・口径 13mm) の 1カ月分の料金

$$\begin{aligned}
 \text{水道料金} &= \text{基本料金} + \text{超過料金} + \text{メーター使用料} + \text{消費税} \\
 &= \text{基本水量 10㎡まで} + \text{基本水量を超えた分} + \text{メーター使用料} + \text{※1円未満切り捨て} \\
 \text{現行料金} &\rightarrow 1,300 \text{ 円} + 140 \text{ 円} \times 10 \text{㎡} + 40 \text{ 円} + 274 \text{ 円} = 3,014 \text{ 円} \\
 \text{新料金} &\rightarrow 1,430 \text{ 円} + 154 \text{ 円} \times 10 \text{㎡} + 40 \text{ 円} + 301 \text{ 円} = 3,311 \text{ 円} \quad (\text{297 円増加})
 \end{aligned}$$

○新料金の適用時期について

○令和4年4月1日以前から、継続してご利用の方

4月1日以降最初に到来する検針日に一部旧料金 (現行料金) が含まれますので、偶数月検針地区では6月検針分から、奇数月検針地区では7月検針分から新料金での算定となります。

新料金での請求は、偶数月検針地区では、7月請求分 (5月使用分)、奇数月検針地区では8月請求分 (6月使用分) からとなります。なお、本市は隔月検針のため、2カ月遅れでの請求となります。

	令和4年3月	4月	5月	6月	7月
偶数月検針 (主に妻地区)		(3・4月分料金) 検針▼ 現行料金		(5・6月分料金) 検針▼ 新料金	
奇数月検針 (主に妻地区以外)			(4・5月分料金) 検針▼ 現行料金		(6・7月分料金) 検針▼ 新料金

○令和4年4月1日以降、新規に利用開始された方は、初回請求分から、新料金での算定となります。

※簡易水道料金も、同様の取り扱いとなります。

水道料金・簡易水道料金 料金改定のお知らせ



令和4年4月1日から、水道料金と簡易水道料金の基本料金・超過料金を10%引き上げさせていただくことになりました。利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、これからも安全で安心な水をお届けするため、どうぞご理解をお願いいたします。 ◆問い合わせ先：上下水道課 営業係 ☎43-1325

料金改定の背景

上下水道課では、市民の皆さまが快適な生活を営む上で欠かすことのできない、安全でおいしい水を安定して供給できるように努めています。水道事業は独立採算制を原則として、経費のほとんどを料金収入でまかなうことになっており、平成8年に料金の改定を実施して以来、25年にわたり事業の統合や効率化といった経費削減などで、現行料金を維持し事業経営を行ってきました。

しかしながら、今後は人口減少など料金収入の減収が見込まれる一方、昭和49年に一部給水を開始して以来、更新時期を迎える施設や管路の更新、耐震化などに多くの費用が必要となり、事業経営を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。

また、簡易水道事業は、地理的条件や給水人口が小規模であることから、料金収入で経費をまかなうことができず、一般会計からの繰入れに依存している状況にあります。

このようなことから、次世代への負担の先送りとならないよう、経営基盤の強化を図り、将来にわたって安定した事業経営を維持していくためには、財源の確保が課題となっております。

水道・簡易水道料金
西都市水道料金審議会において、4回

老朽化した水道管



水道管の老朽化による漏水



老朽化した水道管の更新



の審議会を開催し、令和4年から8年までの5年間に必要となる経費をもとに、利用者の皆さまの急激な負担増に配慮しつつ慎重に審議を重ね、答申をいただきました。この答申を踏まえ協議を重ねた結果、安全・安心な水を次世代に引き継ぐためにも、料金の改定が必要であると判断し、令和3年12月市議会定例会に料金改定の条例案を上げ、慎重な審議のうえ可決されました。

下水道・農業集落排水処理施設使用料
水道料金審議会と併せて、下水道事業等運営審議会を開催し、いただいた答申を踏まえて協議を重ねた結果、水道料金など同時期での改定は、利用者の皆さまへの影響が大きく、避けるべきと判断し、据え置きとしました。

改定内容

- 水道・簡易水道料金の基本料金と、超過料金を10%引き上げ
- メーター使用料は据え置き。
- 改定時期：令和4年4月1日

今後の取り組み

※下水道・農業集落排水処理施設使用料については変更ありません。

将来にわたって安全でおいしい水を安定して供給するため、中長期的な視点に立った施設の更新や耐震化、漏水対策などを計画的に実施し、答申の附帯意見を踏まえ、業務の改善や経費の削減に努めるなど、効率的で安定した事業経営を進めていきます。

水道料金・下水道使用料などの支払いが困難な方はご相談を

新型コロナウイルス感染症の影響など、収入の大幅な減少といった事情により、上下水道料金などのお支払いが困難な方につきましては、支払期限の猶予や、納付方法などのご相談をお受けします。詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ先：上下水道課 営業係 ☎43-1325